

こんにちは

日本共産党

# 横浜市議団です

日本共産党  
横浜市議員団

2010.02.24号

横浜市中区港町1-1(市庁舎内)

電話 671-3032 FAX 641-7100

E-mail: info@jcp-yokohama.com

http://www.jcp-yokohama.com/

## 権利濫用を理由に情報開示を阻害するな

情報公開条例は、横浜市が市政に関して市民に説明する責任を全うし、公正で民主的な市政を推進するために創設され、誰でも市の行政文書の開示を請求できると定めています。

横浜市では、2000年の施行以来、請求書数・請求文書件数ともに高く、最近も増加傾向にあり、制度が多くの人々に様々な場面で活用されていると推測されています(横浜市情報公開・個人情報保護審査会の2009年7月の意見書より)。

ところが市は、業務妨害や職員へのいやがらせなどと思われる常識を逸脱した開示請求が発生しているため、情報公開の権利の濫用(らんよう)を禁止し、濫用に該当する請求を拒否できる旨を条例に加える改定案を議会に提出しました。

### —開示請求権を阻害しかねない大問題—

第1に、権利濫用を理由に必要な請求まで拒否されかねないことです。不適切な請求例とされている「〇〇に関するすべての文書」は、職員には過大な請求でも、請求者には必要な場合も少なくありません。ある市民団体は「今でも職員が請求範囲を限定するよう執拗に要求すること



本会議場で質問する河治民夫議員  
11月16日横浜市議会本会議場

がしばしばある」と述べており、条例化を盾に開示請求拒否や開示情報の制限が強まることが危惧されます。

第2に、権利濫用に当たらなくても、開示請求が制限されかねないことです。何を濫用とするかは今後、判例などを参考に、市民意見等を伺いながら禁止規定の運用基準を定めるとしており、具体的な基準は全く示されていません。

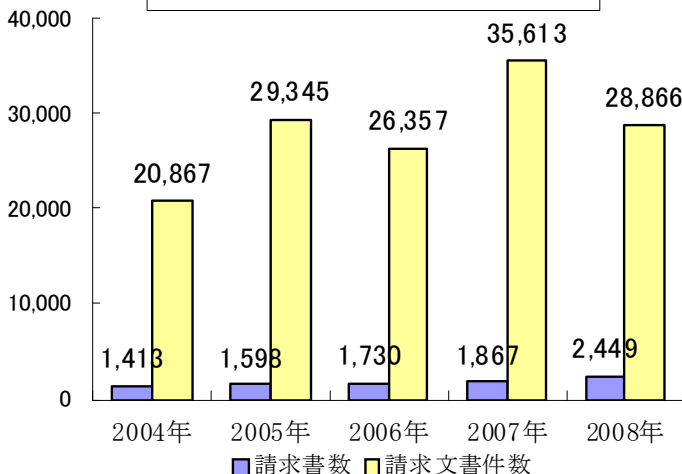
日本共産党の河治民夫議員は16日の本会議で、「行政の都合のよい基準になりかねない。何ををもって濫用とするかという情報公開にとって根幹を成す部分は、条例にはっきり明記し、議会の議決を得るべき」と主張しました。

### —条例改正なしでも開示請求拒否できる—

条例改正すべきと答申している情報公開・個人情報保護審査会でも、「権利濫用の法理は法の一般原則であり、条例に明文の規定がなくても適用できる」と意見書で述べていることや、条例第4条で「適正な請求」と「適正な使用」を利用者の責務として定めていることから、条例改正しなくても、常軌を逸した開示請求の拒否は可能です。

何人も「知る権利」は憲法で保障された基本的人権です。「知る権利」を阻害する今回の条例改定案は認められません。

年度別請求書数と請求文書件数



(2008年度の請求文書件数は暫定速報値)